

議案第11号

沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について

沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

平成19年3月14日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会訓令第 号

沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

沖縄県立学校職員安全衛生管理規程（平成12年沖縄県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「教育次長（福利課担当）」を「教育管理統括監」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

訓令案の概要の説明

総務課

1 件名

沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

2 改正の経緯及び必要性

平成 19 年度より教育庁に組織のフラット化及び班制を導入することに伴い、新たな職を設けるため、関係条項の改正を行う必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 教育次長（福利課担当）を教育管理統括監に改める（第 5 条）。
- (2) 訓令の施行は、平成 19 年 4 月 1 日とする。

4 関係各課との調整状況

総務私学課と調整済み

5 添付資料

- (1) 新旧対照表

新旧対照表

○沖縄県立学校職員安全衛生管理規程

新	旧
<p>(総括安全衛生管理者) 第5条 安全衛生管理業務を統括管理をするため、総括安全衛生管理者を置く。 2 前項の総括安全衛生管理者は、教育管理統括監の職にある者をもって充てる。</p>	<p>(総括安全衛生管理者) 第5条 安全衛生管理業務を統括管理をするため、総括安全衛生管理者を置く。 2 前項の総括安全衛生管理者は、教育次長(福利課担当)の職にある者をもって充てる。</p>